

令和元年度

宝塚市公営企業会計経営健全化審査意見書

水道事業会計
下水道事業会計
病院事業会計

宝塚市監査委員



宝 監 第 4 7 号

令和 2 年 (2020 年) 8 月 2 1 日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男

同 小 川 克 弘

同 と な き 正 勝

令和元年度宝塚市公営企業会計経営健全化審査意見書の提出について

(水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された標記の資金不足比率等を審査した結果、その意見を提出します。

令和元年度 宝塚市公営企業会計経営健全化審査意見

1 監査等の種類

資金不足比率審査

2 審査の対象

令和元年度宝塚市水道事業会計決算

令和元年度宝塚市下水道事業会計決算

令和元年度宝塚市病院事業会計決算

3 審査の概要

宝塚市監査基準に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の日程

審査の期間 : 令和2年6月1日から令和2年7月30日まで

本審査実施日 : 令和2年7月30日

本審査実施場所 : 2-3会議室

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記

事業会計名	令和元年度 資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)	備考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	
病院事業会計	13.5	20.0	

※資金不足比率の「—」は、資金不足が発生していないことを表しています。

(2) 個別意見

ア 資金不足比率について

水道事業会計及び下水道事業会計は共に資金不足は生じていませんが、病院事業会計は15億418万円の資金不足が生じ、資金不足比率が13.5%となりました。

なお、決算審査意見書に記載した各事業会計の財務の短期流動性を表示する流動比率（流動資産／流動負債）は、水道事業会計353.3%（前年度287.2%）、下水道事業会計28.7%（前年度31.1%）及び病院事業会計48.6%（前年度49.5%）となっています。

イ 未収金について

流動資産には未収金があり、そのうち滞納分（水道料金過年度滞納分、下水道使用料過年度分及び患者自己負担金過年度分）を流動資産から除外して計算すると、流動比率は水道事業会計351.9%、下水道事業会計28.3%、病院事業会計48.5%となります。

このような観点からの実質的な流動比率にも留意する必要があります。

ウ 下水道事業における資金不足発生の見込みについて

下水道事業は、令和元年度決算時点では資金不足は生じていませんが、今後の資金不足発生の見込みについて確認したところ、「令和4年度以降、資金不足が発生する見込みである。」旨の説明を受けました。

今後資金不足の発生が見込まれるとのことであり、事前に十分な対応が図られるように取り組んでください。

エ 病院事業会計における資金不足について

令和元年度の病院事業会計資金不足額の算出根拠は、流動負債44億1,741万円－控除企業債等7億6,425万円－控除未払金等0円－控除額0円－P F I 建設事業費等0円＋算入地方債の現在高0円－流動資産21億4,898万円＋控除財源0円＋控除額0円－解消可能資金不足額0円であり、その結果、15億418万円の資金不足が発生しています。

資金不足が前年度より2億9,063万円増加した要因について、「増加要因として一般会計からの長期借入金のうち5億5,000万円が返済期限が1年以内となり流動負債となった一方で、減少要因として水道事業からの借入金2億5,000万円（流動負債）が借入期間延長により固定負債となったことによる。」旨の説明を受けました。

当年度は他会計借入金に増減はなかったものの、金融機関からの一時借入金が1億

円増加したことにより、借入金の合計額は、34億6,000万円となりました。

資金不足比率は前年度と比べ1.5%の増加に留まっているものの、これは資金不足に対する一般会計からの基準外繰入れ4億円及び水道事業からの借入金2億5,000万円の借入期間延長が行われたためであり、これらの影響を除いた資金不足比率は19.4%となります。一般会計からの基準外繰入れ4億円は当年度のみの措置であるため、翌年度も高い資金不足比率となることが見込まれます。

このような状況を鑑み、病院事業においては資金不足解消に向けた具体的な取組を着実に実行し、経営健全化団体の回避に注力してください。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

参 考

1 資金不足比率の算定方法

資金不足額の事業規模に対する割合

(資金不足額／事業の規模)

2 資金不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本としています。

なお、本市における公営企業は、全て法適用企業となっています。